**平成２８年（フ）第１５１号**
神奈川県足柄上郡中井町久所255番地７
債務者　斉藤　春美
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第１９４号**
神奈川県足柄上郡中井町北田532番地16
債務者　坪井　明美
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２７５号**
神奈川県厚木市妻田東１丁目８番13号　ハイツマルヨシＡ－202、前住所埼玉県草加市中央１丁目５番３号　コーポ小菅103号
債務者　曽根アナベルこと　ＳＯＮＥ　ＡＮＡＢＥＬ　ＮＡＫＩＬＡ
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２８９号**
神奈川県秦野市鶴巻1840番地の１　第３みどりハイツ　102号
債務者　小山内政典
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第５９号**
広島県福山市西深津町６丁目４番17号
債務者　塩見　記世
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第７０号**
神奈川県横須賀市平作２丁目７番22号
債務者　丸川　進一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第７９号**
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1376番地　長島マンション105
債務者　安藤　春美
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第２４６号**
神奈川県伊勢原市東大竹731番地の２　マーガレットハイムⅠ　102号
債務者　小澤佐也香（旧姓加賀美）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２７９号**
神奈川県厚木市愛名981番地10
債務者　笹岡　博幸
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第８８号**
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3039番地24
債務者　藤井　幸子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第９２号**
佐賀市久保泉町大字下和泉992番地２
債務者　古賀　文子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０２号**
佐賀県鳥栖市田代外町699番地４　南風田代、前住所佐賀県鳥栖市江島町1775番地１　コーポかおりⅡ303
債務者　田中丸秀裕
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３５号**
松江市東忌部町1453番内第１地
債務者　佐々木智己
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第４８号**
松江市上乃木８丁目３番28号
債務者　足立　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第６３９号**
名古屋市守山区桔梗平１丁目1603番地　フォレストコートＫ103号
債務者　吉野　仁志
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第６３号**
茨城県取手市藤代543番地　ウッディパレス103
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第６５号**
茨城県稲敷市上馬渡298番地１、住民票上の住所茨城県稲敷市上馬渡300番地３
債務者　浅野　勇一
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係